

# 療養費支給申請について

①医師の指示により治療用（訓練用）として義肢装具を装着した場合は、加入している健康保険に療養費として申請することができます。加入している保険者により申請先が異なりますので、以下をご参照ください。

②申請が受理され、健康保険法第 87 条に則り保険者がやむを得ないと認めた場合は、申請後約 3～4 ヶ月以内に保険者より支給決定通知書が送付されます。

（3～4 ヶ月を過ぎても支給決定通知が送付されない場合は、申請された窓口にお問い合わせください）

**状況によっては、不支給になる場合もございます。予めご了承ください。**

	種類と申請窓口	必要なもの	
主となる保険	<b>全国健康保険協会（協会けんぽ）</b> 各支部宛に必要な書類を郵送、 または各支部窓口、勤務先の保険係	○医師の意見書(原本)    ○領収書(原本)    ○療養費支給申請書 ○(ケガの場合)負傷原因届 1* <u>靴型装具</u> の方は申請時に装着状態の写真が必要となります	支給率は、ご加入の保険の種類により異なります
	<b>組合・共済保険</b> 各健康保険組合、 または勤務先の保険係	○医師の意見書(原本)    ○領収書(原本)    ○療養費支給申請書 1* <u>靴型装具</u> の方は申請時に装着状態の写真が必要となります 2*保険者により負傷原因届や装具製作確認書の提出が必要になる場合があります	
	<b>国民健康保険 後期高齢者医療(75歳以上)</b> 市区町村役場 国民健康保険係 もしくは後期高齢者医療係	○医師の意見書(原本)    ○領収書(原本)    ●保険証 ●印鑑(認印)*シャチハタ不可    ●振込先の口座番号控え 1*国民健康保険では世帯主の銀行口座番号が必要となります 2* <u>靴型装具</u> の方は申請時に装着状態の写真が必要となります	
助成制度	<b>子ども医療、ひとり親家庭医療 障がい者医療、高齢者医療</b> 市区町村役場 各医療係 ※下記参照ください	○医師の意見書(コピー)    ○領収書(コピー)    ●各医療証 ●印鑑(認印)*シャチハタ不可    ●振込先の口座番号控え ◎支給決定通知書(主保険より発行)	
労災	<b>業務・通勤・公務災害(治療中)</b> 労働基準監督署、 または勤務先の労災係	○医師の意見書(原本)    ○領収書(原本) ○各労災指定申請用紙	
※	<b>学校でのケガ</b> 学校	○領収書(コピー) ○独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金申請用紙	

療養費支給申請は、2年以内にお済ませください

- ※ 療養費支給申請書は、各健康保険窓口にありますのでお問合せ下さい。また申請書に被保険者のマイナンバーの記載が必要となる場合があります。(弊社からマイナンバーの照会をすることはありません)
- ※ ご加入の保険者によっては、各ホームページより申請書をダウンロードすることも可能です。
- ※ 全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入されている方は、ホームページ上に申請書のリンクを貼り付けておりますのでご利用ください。

## 各医療助成制度を受けられている方

- ・主となる健康保険より決定通知書が届いてから、各医療助成制度へ自己負担相当額に対して申請をすることができます。一部の健康保険では、同時申請が可能な場合がございますので、ご加入の健康保険へお問い合わせください。また医療証の発行元が違う場合は、療養費支給状況証明書が別に必要となる場合がありますので、発行元にご確認ください。
- ・高齢者受給者証(協会けんぽ発行)をお持ちの方は、協会けんぽに同時申請できます。

確定申告の医療費控除を受けるためには、領収書の原本が必要です。医療費控除申請をご予定の方は、療養費支給申請の際に、申請受理後、領収書原本の返却が可能であるか、ご加入の保険者にお問い合わせください。

領収書の再発行はできませんのでご了承下さい。